

令和3年1月6日

新型コロナウイルス感染症防止対策に係る 迫にぎわいセンターの臨時休館の延長について

現在、利用する皆様の安全・安心を確保するため、迫にぎわいセンターを令和3年1月11日（月）まで休館することとしておりますが、依然として市内における感染の拡大に歯止めがかからない状況であることから、令和3年1月18日（月）まで休館を延長することにしましたのでお知らせします。

[問い合わせ]
産業経済部地域ビジネス支援課
課長 櫻 節郎
TEL：0220-34-2706（直通）